



島根県報

平成16年12月28日 (金)
号外 第 131 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(総 務 課)

公布された条例等のあらまし

破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (規則第109号)

1 規則の概要

次に掲げる規則の用語の整理

- (1) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則
- (3) 看護学生修学資金貸与規則
- (4) 島根県農業倉庫業法施行細則
- (5) 島根県農業改良資金貸付規則
- (6) 島根県林業・木材産業改善資金貸付規則
- (7) 島根県中小企業高度化資金貸付規則
- (8) 高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則
- (9) 高等学校奨学資金貸与規則

2 施行期日

平成17年1月1日から施行することとした。

規 則

破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第109号

破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第 1 条 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則 (平成14年島根県規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 3 号までの様式中 「 3 破産
4 合併及び破産以外の理由による解散」 を

「 3 破産手続開始の決定
4 合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散」 に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部改正)

第2条 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則（平成5年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第8号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（看護学生修学資金貸与規則の一部改正）

第3条 看護学生修学資金貸与規則（昭和37年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第7号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（島根県農業倉庫業法施行細則の一部改正）

第4条 島根県農業倉庫業法施行細則（昭和25年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第11条中「破産の宣告を申請し又は破産の宣告」を「破産手続開始を申し立て、又は破産手続開始の決定」に改める。

（島根県農業改良資金貸付規則の一部改正）

第5条 島根県農業改良資金貸付規則（平成14年島根県規則第81号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の裏面、様式第8号の裏面及び様式第9号の裏面中「破産」を「破産手続開始」に改める。

（島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正）

第6条 島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

様式第5号の裏面中「破産」を「破産手続開始」に改める。

（島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正）

第7条 島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号及び第17条第6号中「破産若しくは和議」を「破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始」に改める。

（高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則の一部改正）

第8条 高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則（昭和49年島根県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「若しくは破産の宣告」を「、若しくは破産手続開始の決定」に改める。

（高等学校奨学資金貸与規則の一部改正）

第9条 高等学校奨学資金貸与規則（平成14年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。